

民営賃貸住宅整備基準適合チェックリスト

基準項目	細目	基準内容	適合の有無	(※)村確認欄
敷地の基準	位置の選定	通勤、通学等の日常生活の利便を考慮している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	敷地の安全	軟弱地盤等の場合に、地盤改良等安全上必要な措置が講じられている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住棟及び住宅の基準	住棟の基準	日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		住宅と併存する建築物がある場合に、風致上、安全上及び衛生上又は生活環境を維持する上で悪影響を及ぼすおそれがないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	住宅の基準	防火、避難、防犯及び遮音のための措置が適切である。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		住宅に係るエネルギーの使用の合理化を図るための措置が講じられている。(注1・注2)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住戸専用部分の基準	住戸の規模及び設備の基準	床面積が30㎡以上となっている。(共同住宅における共用部分を除く)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		玄関、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室(浴槽が備えられているものに限る)が設けられている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		物置が設けられている。(敷地内に独立して設置する場合を除く)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
床の段差の基準		段差が5mm以下の構造である。 (ただし、以下に該当するものを除く)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下で、かつ、くつずりと玄関土間の高低差が5mm以下である。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		玄関の上がりかまちの段差	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差又は浴室内外の高低差が120mm以下、またぎ高さが180mm以下で、かつ、手すりを設置している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあっては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(1) 180mm(踏み段を設ける場合にあっては、360mm)以下の単純段差としたもの	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

基準項目	細目	基準内容	適合の有無	(※)村確認欄
		(2) 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの (3) 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差（踏み段を設ける場合にあつては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差）とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	手すりの設置基準	次に掲げる基準に適合している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(便所)	立ち座りのためのものが設けられている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(浴室)	浴槽出入りのためのものが設けられている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(玄関)	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(脱衣室)	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	転落防止用手すりの設置基準	次に掲げる基準に適合している。ただし、外部の地面、床等からの高さが1 m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(バルコニー)	(1) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられている。 (2) 腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられている。 (3) 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられている。	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	(2階以上の窓)	(1) 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）の高さが650mm以上800mm未満の場合にあつては、床面から800mm（3階以上の窓にあつては、1,100mm）以上の高さに達するように設けられている。 (2) 窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあつては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられている。 (3) 窓台等の高さが300mm未満の場合にあつては、床面から1,100mm以上の高さに達するよう	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

基準項目	細目	基準内容	適合の有無	(※)村確認欄
		に設けられている。		
	転落防止用手すりの手すり子の設置基準	床面（階段にあつては、踏面の先端）及び腰壁等又は窓台等（腰壁等又は窓台等の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下である。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
共用部分及び屋外部分の基準	共用廊下の基準	各住戸から、住棟出入口、共用施設、他住戸等に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(1) 屋内空間に存している。 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 共用廊下の床が、段差のない構造である。 <input checked="" type="checkbox"/> (3) 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあつては、次に掲げる基準に適合している。 ア 勾配が12分の1以下（高低差が80mm以下の場合にあつては、8分の1以下）の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されている。 <input checked="" type="checkbox"/> イ 段が設けられている場合にあつて、当該段が、「共用階段の基準(2)」に掲げる基準に適合している。 <input type="checkbox"/> (4) 手すりが、共用廊下（次のア及びイに掲げる部分を除く。）の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられている。 <input checked="" type="checkbox"/> ア 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分 <input checked="" type="checkbox"/> イ エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	共用階段の基準	各階の住戸を連絡する共用階段が、次に掲げる基準に適合している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(1) 屋内空間に存している。 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 次のアからエまで（住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあつては、ウ及びエ）に掲げる基準に適合している。 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		ア 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下である。なお、回り階段の部分における踏面の寸法は、建築基準法施行令（昭	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

基準項目	細目	基準内容	適合の有無	(※)村確認欄
		和25年政令第338号) 第23条第2項の例による。 イ 蹴込みが30mm以下である。 ウ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていない。 エ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられている。	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	住棟出入口の基準	住棟出入口（以下、この欄において「出入口」という。）が、段差のない構造である。ただし、出入口の段差で、くつずりと出入口外側の高低差を20mm以下とし、かつ、くつずりと土間の高低差を5mm以下としたものを除く。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	住棟出入口と連絡する敷地の基準	高低差が生じる場合にあっては、「共用廊下の基準(3)」に掲げる基準に適合している。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	附帯施設の基準	駐車場（1戸当り1台以上の自動車が駐車できるもの）が設けられている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		敷地内にごみステーションが設置されている。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	適用除外	長屋である。（注3）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適用の特例		建築材料又は構造方法により、この基準により難しい部分のある住宅である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注1) 住宅の外皮平均熱貫流率が $0.46\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下であること。なお、申請時に外皮平均熱貫流率計算書を添付書類として提出すること。

(注2) 室内に直接侵入する隙間風の防止による暖冷房負荷の削減、断熱材の断熱効果の補完及び的確な計画換気の実現のため、気密性の確保のための措置が講じられていること。

(注3) 当該住宅が長屋である場合は、「共用部分及び屋外部分の基準」中、「共用廊下の基準」から「住棟出入口と連絡する敷地の基準」までの項目は適用しない。